

京都議定書目標達成計画の 見直しに向けて

平成19年11月21日(水)
文部科学省



文部科学省関連施策

①自主行動計画の策定

- ・ 10月31日に全私学連合が自主行動計画を策定。
2007年度を基点として、2008～12年度の間におけるCO₂排出量を、毎年度前年度比で1%削減するとともに、学校の特性に応じて地球温暖化対策に向けた様々な取組みを行う。

②環境教育・学習の推進

- ・ 教育基本法や学校教育法の改正により、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うことが教育の目標として規定された。現在検討中の新たな学習指導要領においても、環境に関する教育内容の充実に向けた議論がなされている。

③文部科学省実施計画を通じた排出削減の推進等

- ・ 政府の実行計画及び文部科学省実施計画にもとづき、2010～12年度の間におけるCO₂排出量の平均値を2001年度比で8%削減する。

「京都議定書目標達成計画」 の改訂に向けた追加対策等の検討状況

- 自主行動計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 環境教育・学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 公的機関の排出削減、新エネルギー対策の推進・・・・・・・・・・ 10

平成19年11月
文部科学省

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	文部科学省
①対策名	自主行動計画の推進
②対策の概要	未策定業種に対する自主行動計画の策定の働きかけの促進 私立の大学、短期大学、中学校・高等学校、小学校、幼稚園の各団体により構成される「全私学連合」において、CO ₂ 排出量削減目標値を掲げた自主行動計画を策定し、計画の達成に努める。（10月31日に策定済み：別紙）
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策
④各主体が担う取組	<ul style="list-style-type: none"> ・各私学団体は、CO₂排出量削減に向けた各私立学校の取り組みを積極的に奨励・支援するとともに、地球温暖化対策に関する各種の啓発活動・情報提供等と、結果等のフォローアップについても、行政とも協力しながら継続して行う。 ・私立学校は、学内の省電力化、ペーパーレス化、省エネルギー、緑化等の取り組みに加えて、教育研究を行う学校の特性を有効に活用することにより、学生・生徒等に対する地球温暖化対策の必要性の啓発、大学等における環境保護技術の研究促進などを通じ、将来にわたる地球温暖化対策に大きく貢献する。
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	<ul style="list-style-type: none"> ・各私学団体や各私立学校に対し、CO₂排出量削減に向けた取り組みを積極的に奨励するとともに、地球温暖化対策に関する各種の啓発活動・情報提供等を行う。
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<p>下記①のとおり、私立学校として最もエネルギー使用量が多い省エネ法に基づき定期報告が行われる私立大学 120 事業場においては、平成 18 年度におけるエネルギー使用量は前年度比▲3%であるものの、これよりエネルギー使用量が格段に少ないことが予想される他大学・短期大学及び初等中等教育段階の私立学校は、②のとおり、全私立学校数の 95% 以上を占めていることから、私立学校全体では、実質的に削減できるエネルギー使用量は前年度比 3% よりも低くなると考えられる。</p> <p>一方、③のとおり、告示においては、事業者のエネルギー消費原単位低減目標値を年平均 1% 以上として、実現に努めることとしている。</p> <p>上記を勘案し、全私学連合においては、2007 年度を基点として、京都議定書の約束期間である 2008 年から 2012 年の</p>

	<p>間において、CO₂排出量を前年度比▲1%とする目標を策定。</p> <p>なお、本年中に2006年度のCO₂排出量を調査・把握し、自主行動計画履行にあたっての参考とする。</p> <p>①エネルギーの使用の合理化に関する法律に定める第一種事業者、第二種事業者として平成18年度及び平成19年度に継続して同法に定める定期報告が行われた私立大学120事業場の総エネルギー使用量 17年度：651,670k1 18年度：631,993K1・・・17年度比▲3%</p> <p>② 私立学校数</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">大学</td> <td style="text-align: right;">584 (5.1%)</td> <td rowspan="9" style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding-left: 10px;">}</td> <td rowspan="9" style="vertical-align: middle; padding-left: 10px;">94.93%</td> </tr> <tr> <td>短期大学</td> <td style="text-align: right;">399 (3.5%)</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td style="text-align: right;">3 (0.03%)</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td style="text-align: right;">1322 (11.4%)</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td style="text-align: right;">729 (6.3%)</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td style="text-align: right;">200 (1.7%)</td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td style="text-align: right;">8292 (71.8%)</td> </tr> <tr> <td>中等教育学校</td> <td style="text-align: right;">12 (0.1%)</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td style="text-align: right;">14 (0.1%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">11555</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>③ エネルギーの使用の合理化に関する法律第5条第1項の規定に基づく経済産業省告示第65号「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に規定されている工場又は事業者ごとのエネルギー消費原単位低減目標・・・年平均▲1%</p> <p>(参考) 平成18年度において第一種・第二種事業者として省エネ法定期報告を行った私立大学170事業場におけるCO₂排出量 1,328千トン</p>			大学	584 (5.1%)	}	94.93%	短期大学	399 (3.5%)	高等専門学校	3 (0.03%)	高等学校	1322 (11.4%)	中学校	729 (6.3%)	小学校	200 (1.7%)	幼稚園	8292 (71.8%)	中等教育学校	12 (0.1%)	特別支援学校	14 (0.1%)	計	11555		
大学	584 (5.1%)	}	94.93%																								
短期大学	399 (3.5%)																										
高等専門学校	3 (0.03%)																										
高等学校	1322 (11.4%)																										
中学校	729 (6.3%)																										
小学校	200 (1.7%)																										
幼稚園	8292 (71.8%)																										
中等教育学校	12 (0.1%)																										
特別支援学校	14 (0.1%)																										
計	11555																										
⑦積算の前提としたデータの出所等	①エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条及び第18条に定める定期報告書 ②学校基本調査																										
—	対策評価指標	省エネ/新エネ量	排出削減量																								
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量	(2006年度実績値について今年																										

(2005年度実績)	中に調査・把握 予定)		
⑧-1 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)	2008年度CO2 排出量/2007年 度CO2排出量		CO2排出量 前年度比▲1%
⑧-2 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)	2009年度CO2 排出量/2008年 度CO2排出量		CO2排出量 前年度比▲1%
⑧-3 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	2010年度CO2 排出量/2009年 度CO2排出量		CO2排出量 前年度比▲1%
⑧-4 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	2011年度CO2 排出量/2010年 度CO2排出量		CO2排出量 前年度比▲1%
⑧-5 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	2012年度CO2 排出量/2011年 度CO2排出量		CO2排出量 前年度比▲1%
⑨対策を実施するために要 するコスト			

環境自主行動計画

平成19年10月31日 申し合わせ

全 私 学 連 合

（ 日本私立大学団体連合会
日本私立短期大学協会
日本私立中学高等学校連合会
日本私立小学校連合会
全日本私立幼稚園連合会 ）

【目標】

教育や研究の内容に応じて、CO₂排出量が、2007年度を基点として、2008年度から2012年度の間において、毎年度、前年度比でマイナス1%^{（注）}になるよう、削減のための努力をするとともに、学校の特性に応じて地球温暖化対策に向けた様々な取組みを行う。

（注） エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）第5条第1項の規定に基づく“工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準”を定めた経済産業省告示第65号（平成18年3月29日）の「IIエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置」に規定されている事業者ごとの努力目標を参考とする。

【対策】

- 各私学団体は、CO₂排出量削減に向けた各私立学校の取組みを積極的に奨励・支援するとともに、地球温暖化対策に関する各種の啓発活動・情報提供等と、結果等のフォローアップについても、行政とも協力しながら継続して行う。
- 私立学校は、学内の省電力化、ペーパーレス化、省エネルギー、緑化等の取組みに加えて、教育研究を行う学校の特性を有効に活用することにより、学生・生徒等に対する地球温暖化対策の必要性の啓発、大学等における環境保護技術の研究促進などを通じ、将来にわたる地球温暖化対策に大きく貢献する。

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	文部科学省
-------	-------

①対策名	環境教育・学習の推進		
②対策の概要	①児童生徒が環境についての理解を深め、責任をもって環境を守るための行動がとれるようにするため、学校における環境教育の一層の充実を図る。 ②青少年や成人を対象として、地域における環境教育を含め様々な課題に関する学習活動を支援する。		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策		
④各主体が担う取組	「②対策の概要」を参照。		
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	別紙「文部科学省における環境教育・学習関連施策予算額一覧」を参照。		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式			
⑦積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）			
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）			
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）			
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2010年度見込み）			
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2011年度見込み）			
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2012年度見込み）			
⑨対策を実施するために要するコスト	・平成20年度概算要求額：8,286百万円 ・平成19年度予算額：4,485百万円 （内数計上の施策は除く）		

文部科学省における環境教育・環境学習関連施策予算額一覧

I 学校における環境教育推進に関する主な施策について

児童生徒が環境についての理解を深め、責任をもって環境を守るための行動がとれるようにするため、学校における環境教育の一層の充実を図る。

[主な施策]

(1) 教育内容の改善・充実

○現行学習指導要領における環境に関わる内容の一層の充実

- ・ 各教科における環境に関わる内容の一層の充実
- ・ 「総合的な学習の時間」において、環境問題について、体験的・問題解決的な学習を通して、教科横断的・総合的に学習を深めることが可能。

〈例〉

- ・ 小学校理科…自然環境を大切に作る心やよりよい環境をつくろうとする態度
- ・ 中学校社会科（地理的分野）…我が国の環境・エネルギーに関する課題
- ・ 中学校理科（第2分野）…実際に身近な自然環境を調べる活動
- ・ 高等学校家庭科…環境負荷の少ない生活を目指して生活意識や生活様式を見直すこと
- ・ 総合的な学習の時間（小・中・高）…体験的・問題解決的な学習を通して、環境問題について、教科横断的・総合的に学習

(2) 環境教育に関する優れた実践の促進及び普及

○環境教育実践普及事業

20年度要求額 34百万円
 (19年度予算額 34百万円)

環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図る。

- ア) 環境のための地球学習観測プログラム（GLOBE）への参加
 米国の提唱する同プログラムへの参加（GLOBE協力校の指定）
 （平成19年度：19校）
- イ) 環境教育に関する実践発表大会（全国大会）
 全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換等を行う。
 （平成19年度：第10回全国環境学習フェア 開催地：岡山県）
- ウ) 環境教育普及用リーフレットの作成・配布
 環境教育の普及のためのリーフレットの作成・配布
- エ) 総合的な学習の時間におけるNPO等の外部人材の活用推進事業
 NPO等の効果的な活用の在り方や方策等についての研究

○新しい環境教育の在り方に関する調査研究

20年度要求額 50百万円
 (19年度予算額 50百万円)

学校を含め、地域が一体となって持続可能な開発のための教育に対応した環境教育を実践する地域の指定や実践事例の分析等の調査研究を行う。

○科学的体験学習プログラムの体系的開発に関する調査研究

20年度要求額 50百万円
(19年度予算額 50百万円)

科学系博物館等との連携・協力により、学校の理科、生活科、総合的な学習の時間、環境教育の授業等で活用可能な科学的体験学習プログラムを体系的に開発するための調査研究を行う。

○豊かな体験活動推進事業

20年度要求額 3,549百万円
(19年度予算額 713百万円)

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むために、学校教育において様々な体験活動を充実させることが重要である。このため、自然の中での長期宿泊体験など他校のモデルとなる体験活動を実施し、その成果を全国に普及させ、小・中・高等学校等における豊かな体験活動の円滑な展開を推進する。

(3) 教員の指導力の向上

○環境教育・環境学習指導者養成基礎講座の開催

20年度要求額 6百万円
(19年度予算額 6百万円)

環境省との連携協力により、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する講習会を開催する。(平成19年度：全国7ブロック)

○環境教育指導者養成研修

20年度要求額 独法教員研修センター運営費交付金の内数
(19年度予算額 同 上)

教員等を対象に、環境教育に関する各地域の研修等における指導者を養成する研修を実施する。(平成19年度：全国2ブロック(東部、西部))

○環境教育指導資料の作成

学校における環境教育の意義と役割、学習指導要領における環境教育に関する内容の解説や指導の実践例等を掲載した環境教育推進のための教師用指導資料を作成。

(4) 環境を考慮した学校施設(エコスクール)等の整備推進

○エコスクールの整備推進に関するパイロット・モデル事業

20年度要求額 公立学校施設整備費(225,830百万円)※の内数
(19年度予算額 公立文教施設整備費(114,021百万円)※の内数)

※内閣府で要求を行っている沖縄県分の金額を含む。

環境を考慮した学校施設(エコスクール)を普及・啓発するため、文部科学省では、農林水産省、経済産業省及び環境省と協力して、パイロット・モデル事業を実施している。

具体的には、内装の木質化については農林水産省と、太陽光発電設備については経済産業省と、燃料電池導入等については環境省とそれぞれ協力しつつ、環境を考慮した学校施設の整備に対し国庫補助を行い、その整備促進に努めている。(平成19年5月現在で、688校を認定)

○環境を考慮した学校施設の整備

20年度要求額 安全・安心な学校づくり交付金（174,764百万円）※の内数
※内閣府で要求を行っている沖縄県分の金額を含む。

既存学校施設における、省エネルギー・省資源化を図る改造工事や室内教育環境性能（温熱、光、空気）の改善を図る改造工事に対し国庫補助を行うことで、学校施設のエコスクール化を一般的な取り組みとして促進する。

○屋外教育環境施設の整備

20年度要求額 安全・安心な学校づくり交付金（174,764百万円）※の内数
（19年度予算額 安全・安心な学校づくり交付金（79,604百万円）※の内数）

※内閣府で要求を行っている沖縄県分の金額を含む。

子ども達の最も身近にある学校の屋外空間を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子ども達を育成するため、校庭の芝生化や学校ビオトープなどの屋外教育環境の一体的な整備充実を図る。

○私立高等学校等施設高機能化整備費補助（私立学校エコスクール整備推進モデル事業）

20年度要求額 90百万円
（19年度予算額 90百万円）

私立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）においても、公立学校に準じて私立学校が行う学校施設における環境へ配慮した施設づくりと環境教育のための施設整備に対する補助を行っている。

具体的には、太陽光発電、校舎内外の緑化、雨水・排水の再利用など環境に配慮した校舎施設の改造工事に対する補助を行っている。

（5）環境教育充実のための関連施策

○総合的な学習の時間の推進

20年度要求額 202百万円
（19年度予算額 202百万円）

各学校における「総合的な学習の時間」の学習活動をより充実したものとするため、以下の施策等を総合的に推進する。

- ・総合的な学習の時間推進普及事業（協力校による成果普及）
- ・総合的な学習の時間で活用できる「教材の開発」
- ・総合的な学習の時間コーディネーター養成講座の開催

Ⅱ 社会教育における環境教育に関する主な施策について

青少年や成人を対象として、地域における環境教育を含め様々な課題に関する学習活動を支援する。

[主な施策]

（1）環境に関する学習の充実

○「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業

20年度要求額 1,192百万円
（19年度予算額 624百万円）

住民同士の連帯感の欠如や人間関係の希薄化等による地域教育力の低下に対応するため、住民のボランティア活動や家族参加の体験活動、環境問題を含め地域の様々な課題を解決する取組などを通じて、「学びあい、支えあう」地域の絆づくりを推進する。

（2）環境に関する子どもの体験活動の推進

○青少年体験活動総合プラン

20年度要求額 714百万円
（19年度予算額 246百万円）

次代を担う自立した青少年の育成を図るため、小学校における長期自然体験活動の指導者養成等必要な支援に取り組むとともに、幼少期の自然体験など青少年の発達段階に応じた自然体験や、省庁連携による地域ネットワーク型の体験活動など体験活動の機会や場を開拓する取組を推進する。(19年度までの「省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクト」に「青少年の意欲向上・自立支援事業」を統合)

○「子どもゆめ基金」事業

20年度事業費要求額	2,300百万円
(19年度事業費)	2,300百万円)

独立行政法人に設置されている「子どもゆめ基金」により、民間団体が実施する様々な子どもの体験活動等への支援を行う。

○省庁連携による子どもの体験活動の場の整備

文部科学省、国土交通省及び環境省が連携して、子どもたちの河川の利用を促進し、地域における子どもたちの体験活動の充実を図るため、「子どもの水辺」の選定・登録等を行う「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」などを実施している。

○国立青少年教育施設における指導者養成及び自然体験活動等の機会と場の提供

独立行政法人国立青少年教育振興機構の国立オリンピック記念青少年総合センター、国立青少年交流の家(13施設)、国立青少年自然の家(14施設)では、青少年の自然体験活動を支援する指導者の養成を行うとともに、立地条件や各施設の特色を生かした自然体験活動等の機会と場を提供している。

○「社会の要請」が強い社会教育促進のための調査研究

20年度要求額	20百万円
---------	-------

環境教育・環境問題等をはじめとする社会の要請が強い学習課題について、適切な学習活動を実施するための学習プログラムの開発、人材育成等について、関係府省と連携して調査研究を行う。

(3) 環境教育に関する家庭教育支援

○家庭教育手帳の作成

20年度要求額	79百万円
(19年度予算額)	170百万円)

子育てのヒント集としての家庭教育手帳において、自然や環境を大事にする心を育てることなどを盛り込み、全国の教育委員会等に提供して、乳幼児や小学生等を持つ各家庭への配布や家庭教育に関する学習機会等での活用を促し、家庭の教育力の向上を図る。

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	文部科学省		
①対策名	公的機関の排出削減、新エネルギー対策の推進		
②対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の実行計画及び文部科学省実施計画を通じた排出削減の推進 ・政府の実行計画に基づき、全国の官庁施設における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化を集中的に推進 		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策、既存対策の達成に資する施策の追加・強化		
④各主体が担う取組	文部科学省：政府の実行計画及び文部科学省実施計画に基づきCO ₂ 排出量の削減に取り組む。		
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	同上		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<ul style="list-style-type: none"> ・積算の前提：政府の実行計画及び文部科学省実施計画（削減目標：2010年度～2012年度の平均値を2001年度比で8%削減） ・算定式：2001年度排出量（5,430t-CO₂）×8% =434t-CO₂ 		
⑦積算の前提としたデータの出所等	平成17年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」の実施状況について（平成18年10月27日地球温暖化対策推進本部幹事会）等		
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	2001年度と比較したCO ₂ 排出削減量		796t-CO ₂ 増加
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）			
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）			
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2010年度見込み）	2001年度と比較したCO ₂ 排出削減量		434t-CO ₂ を削減見込み（2010年度～2012年度の平均値）
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2011年度見込み）	2001年度と比較したCO ₂ 排出削減量		434t-CO ₂ を削減見込み（2010年度～2012年度の平均値）

⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	2001年度と比較したCO2排出削減量		434t-CO2を削減見込み(2010年度～2012年度の平均値)
⑨対策を実施するために要するコスト			